

令和６年度「第Ⅰ回大阪府部活動の在り方に関する研修会」及び
「部活動の在り方・地域社会との連携(地域移行)を踏まえた
日本型部活動発展に関する研修会兼シンポジウム」

配付資料

令和6年度「第1回大阪府部活動の在り方に関する研修会」及び
「部活動の在り方・地域社会との連携(地域移行)を踏まえた
日本型部活動発展に関する研修会兼シンポジウム」

日時：令和6年11月20日(水)13:40～

会場：ドーンセンター 7F「ホール」

次 第

1 あいさつ

大阪府教育庁 教育振興室 保健体育課
課長 木原 哲也

大阪弁護士会スポーツ・エンターテインメント法実務研究会
代表世話人 堀田 裕二 様

2 講義・講演

「学校部活動・地域クラブ活動に関する施策について」

大阪府教育庁 教育振興室 保健体育課
指導主事 日高 丈詞

「福知山における部活動の地域連携の取組み・起業からの支援に関する事例紹介等」
一般社団法人福知山ユナイテッド
代表理事 片野 翔大 氏

「部活動におけるコンプライアンスとガバナンス・地域スポーツとの連携時の法的問題等」
大阪弁護士会 スポーツ・エンターテインメント法実務研究会
世話人 坂 房和 氏

「日本における部活動の可能性」～アスリートマネジメントを通して～

株式会社スポーツボックス
代表取締役 澤井 芳信 氏

3 パネルディスカッション

モデレーター：大阪弁護士会スポーツ・エンターテインメント法実務研究会
世話人 古結 誠 氏

パネラー：日高 丈詞 片野 翔大 氏 坂 房和 氏 澤井 芳信 氏

4 諸連絡 アンケートについて





大阪府における学校部活動及び 地域クラブ活動に関する施策について

令和 6 年 11 月 20 日
大 阪 府 教 育 庁
教育振興室保健体育課

○ 項目

1. 中学校における部活動の状況
2. (中学校)部活動改革に係る取組み
3. 部活動指導員の確保状況
4. (高等学校)部活動改革に係る取組み

【令和 6 年度】中学校等における部活動の実態

部活動実態調査

調査対象

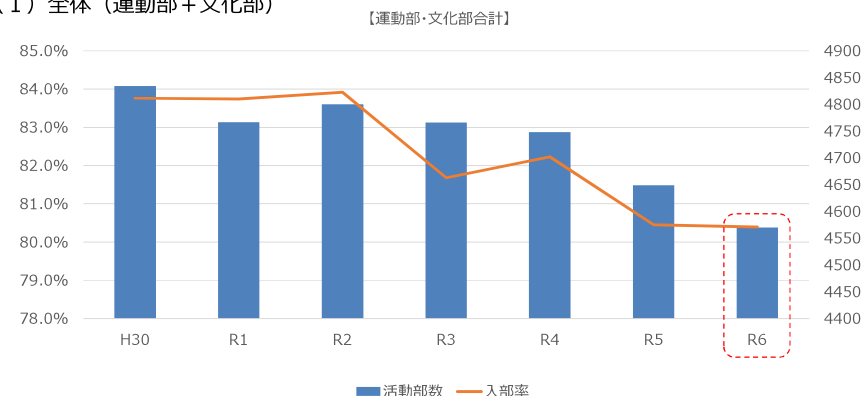
- 市町村立中学校（276校） 及び 義務教育課程後期課程（9校）
- 市町村教育委員会

* 本調査の数値は 7 月 1 日時点（政令市を除く）

* 入部率は、2 つ以上の部活動に加入している生徒の延べ人数を用いて算出

◆ 生徒加入状況 及び 活動部数の推移

(1) 全体（運動部＋文化部）

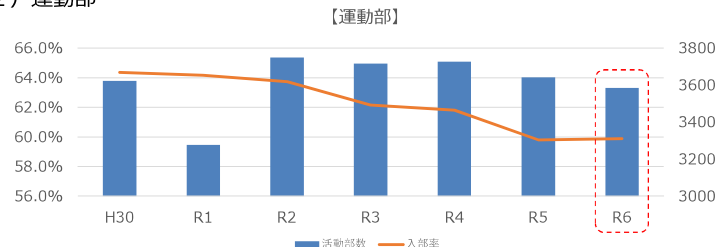


1. 中学校における部活動の状況

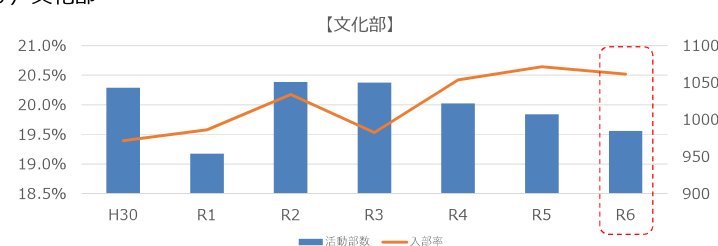
【令和6年度】中学校等における部活動の実態

◆ 生徒加入状況 及び 活動部数の推移

(2) 運動部



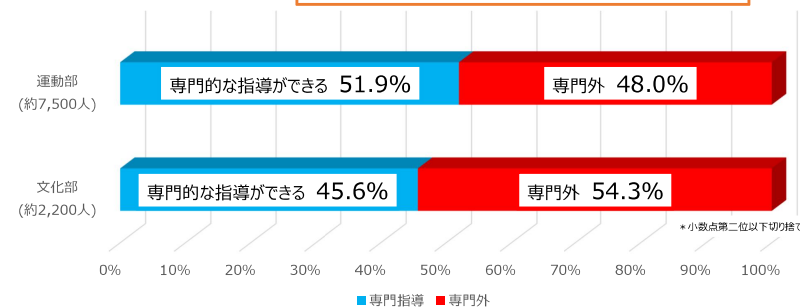
(3) 文化部



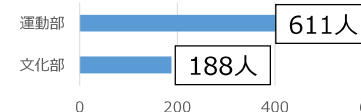
【令和6年度】中学校等における部活動の実態

指導者の配置状況

*「専門的な指導ができる教員」…次の条件いずれかの該当者とする。
・競技経験がある。
・長年、顧問として携わり、指導ができる。
・研修等を受け、専門性を培った。(独学も含む)



外部指導者



部活動指導員



* 外部指導者は、卒業生等のボランティアも含む。
大会や練習試合等への引率等を単独で行うことができない。
(令和5年度より、中体連の大会に限り、単独の引率等は可)

* 部活動指導員は、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。

2

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査【概要 (大阪府速報)】

運動部調査

日 程：令和6年5月22日～6月7日

対 象：47都道府県、1741市町村（特別区含む）、63事務組合

内 容：部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関する実施状況

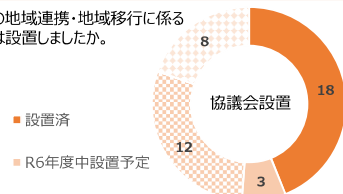
【府内41市町村(政令市除く)】※7/2時点

- ◆ 回答数：41市町村 (回収率100%)
- ◆ 回答市町村の学校数 (合計)：285校
- うち市：31
- うち町：9
- うち村：1
- ◆ 回答市町村における運動部活動数：2,744部

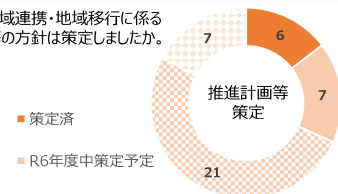
協議会・推進計画等の整備状況

- 令和6年度中までに、5割以上の市町村が協議会を設置し、3割以上の市町村が推進計画等を整備することとしている。(まずは協議会を設置することから始めることが多い。)
- 一方で、協議会の設置や推進計画等を整備する予定がない市町村が2割程度あった。

Q 部活動の地域連携・地域移行に係る協議会は設置しましたか。



Q 部活動の地域連携・地域移行に係る推進計画等の方針は策定しましたか。



休日の部活動の地域連携・地域移行の実施状況①

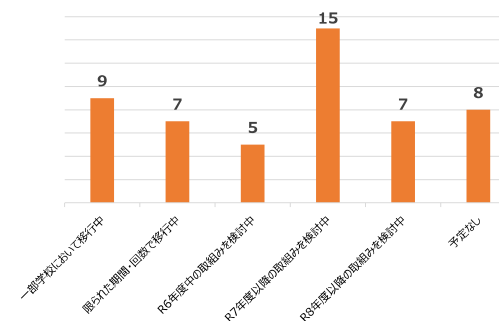
＜地域移行の実施状況＞

- スポーツ庁委託事業により実証事業に取り組んでいる10市のほか、5市が移行中である。一方、地域移行に取り組む予定がない市町村が2割程度あった。

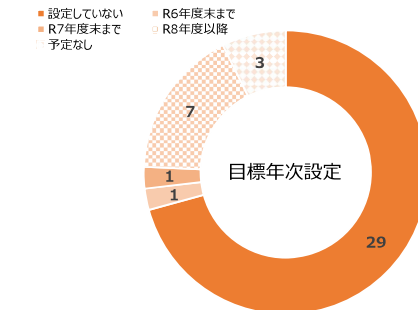
＜地域移行の目標年次＞

- 地域の実情に応じて推進するため、目標年次を設定していない市町村が7割以上あった。

Q 休日の部活動の地域移行実施状況について (複数回答可)



Q 休日の部活動の地域移行の目標年次設定について



休日の部活動の地域連携・地域移行の実施状況②

- 地域クラブ活動への移行に、令和 7 年度以降から新たに取組む予定の中学校数・部活動数は共に増加する見込みである。
- 部活動の地域連携（合同部活動や部活動指導員配置）に、令和 7 年度以降から新たに取組む予定の部活動数は微増する見込みである。

Q地域クラブ活動への移行に取組んだ、取組む予定の中学校数

取組年度	R 5	R 6	R 7	R 8
中学校数	39	55	82	106

Q部活動の地域連携取組んだ、取組む予定の部活動数

取組年度	R 5	R 6	R 7	R 8	時期未定
合同部活動を実施した／実施する予定	23	153	150	150	278
部活動指導員配置により実施した／実施する予定	113	131	138	156	409
教員の指導により実施した／実施する予定	1,116	1,234	1,136	1,133	

※「合同部活動」と「部活動指導員配置」の双方の取組みである場合は合同部活動でカウント
※「合同部活動」は複数校の部活動であるがカウントは 1 としている

地域クラブ活動への移行に係る課題

- 地域クラブ活動への移行に係る 1 番の課題として最も多く挙げられたものは、『持続可能な収支構造の構築』であり、次いで『指導者の量の確保』、『学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との役割分担や責任の所在』であった。

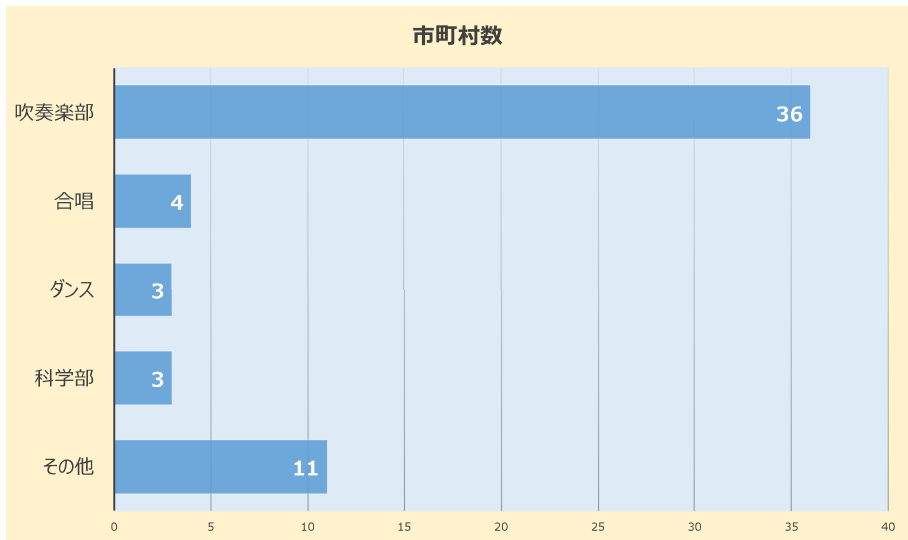
Q地域クラブ活動の課題として認識する事項

	項目	回答数	<補足一覧>
課題①	持続可能な収支構造の構築	13	①持続可能な収支構造の構築 ②指導者の量の確保 ③学校関係者の理解 ④地域関係者の理解 ⑤自治体・学校・運営団体・実施主体の連携体制の構築 ⑥指導者の量の確保 ⑦指導者の質の確保
課題②	指導者の量の確保	9	⑧活動場所の確保 ⑨活動手段の確保 ⑩平日・休日の一貫指導 ⑪大会参加の計画 ⑫大会運営体制 ⑬参加費用（謝礼金等）に係る制度設計 ⑭学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担や責任の所在
課題③	学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との役割分担や責任の所在	6	

3

【令和 6 年度】休日の文化部活動の実態

◆ 休日（土日祝）に活動している文化部活動



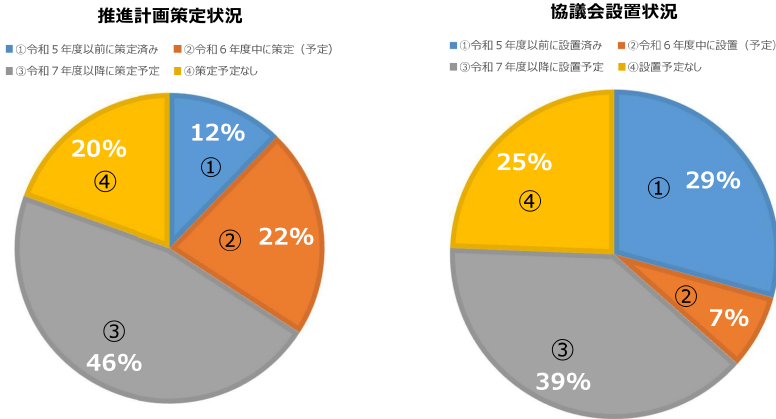
【令和 6 年度】文化部の地域移行に係る推進計画策定状況及び協議会設置状況

文化部活動に係るアンケート

調査対象

- 市町村教育委員会（政令市を除く）

◆ 推進計画策定状況及び協議会設置状況



2. (中学校)部活動改革に係る取組み

令和6年度 地域クラブ活動体制整備等事業

【目的】子どもたちの多様な活動機会の確保と学校の働き方改革を実現する「地域移行体制構築と部活動指導員配置の両輪による改革」

現状と課題		
府として令和5年度から令和7年度末までを改革推進期間として位置づけ、休日の部活動から段階的に地域移行していく（令和5年5月に設置した「大阪府における部活動の地域移行に関する検討会議」での協議を踏まえ、8月に府方針として決定）		
①【地域移行】移行体制構築支援 【国庫委託事業】 (国10/10) ●地域移行実証事業(約100校) - R3：豊中・高槻・守口・大東・泉大津・岸和田市 - R4：箕面・守口市 - R5：豊田町・守口市 - R2：松原市 【国庫補助事業】 (国1/3府1/3市1/3) ●方針策定・体制構築等に係る協議会開催 - R3：箕面市、高槻市、守口市、枚方市、藤井寺市	②【地域連携】部活動指導員配置支援 【国庫補助事業】 (国1/3府1/3市1/3) ●実技指導や学校外での活動への引継 ・生徒の活動機会の保障や地域移行に備える ・教員の部活動指導時間削減と心理的負担軽減	【令和5年度 部活動実態調査より】 ◆部活動設置部数：4,649部（顧問：10,451人） ◆うち専門的指導可能教員割合：約49.8%（5,214人） 【検討会議での委員意見】 ◆財源と適した人材確保、府としての広域的な整備を求む 【市町村の状況】 ◆受け皿となる団体と人材が不足（質の保障含めて）

事業内容	
① 地域移行に向けた実証事業（国庫委託事業） （国10/10 ※一部ゆめ基金）	
●市町村における部活動の地域移行に向けた実証事業を展開し、事業成果の普及から府内全域の取組みに生かす。（府方針P12） 【市町村の取組み】体制整備、指導者の質・量の確保、関係団体等との連携強化、面的・広域的な取組み、内容の充実、参加費用負担支援、学校施設活用等 【大阪府の取組み】検討会議(年3回予定)、進捗状況確認、成果発表会(年1回)、指導者の質の向上(研修・勉強会等)、広報活動(府内向け等)、富田林中における取組み	
●指導者の発掘・把握から、市町村の求めに応じた指導者の紹介・地域クラブ活動の運営団体等による指導者の配置支援を実現する。（府方針P8） 【大阪府の取組み】人材バンクの設置 指導者の量の確保、円滑なマッチングシステムの構築、指導者の質の向上に資する仕組みづくり	
② 部活動指導員の配置支援（国庫補助事業） （国1/3府1/3市1/3）	
教員に代わり指導を担う部活動指導員の配置支援から、生徒のニーズを踏まえた活動の保障や地域移行に向けた地域連携を促進する。（府方針P11）	
【令和6年度 優先的配分基準】 ◆地域移行に向けた取組み状況 - 域内実態把握調査、地域移行説明会・研修会の開催、協議会の開催、地域移行に向けた方針策定、国事業の実施状況等 ◆時間外在校等時間の削減状況	
効果	●円滑な地域移行・地域連携を後押しすることにより、子どもたちが将来にわたり多様なスポーツ・文化芸術活動ができる機会の確保につながる。 ●教員の部活動指導時間の削減と心理的負担の軽減により、働き方改革の推進につながる。

① 地域移行に向けた実証事業（国庫委託事業） 運動部活動の地域移行に向けた取組み状況について

大阪府

【地域移行の推進に向けた体制整備の取組み概要】

- 令和5年度に設置をした検討会議を継続して開催し、大阪府内の取組み状況の検証や好事例の普及方策を検討する。
- 府内全域での活用が可能で、広域的な人材の確保と人材の育成する仕組みとなる新たな人材バンクの構築を行うことで、地域連携・地域移行に取り組む市町村を支援する。
- 大阪府立中学校における生徒の潜在的なニーズの把握や対応を進め、体験教室を開催し、今後の活動機会の確保につなげる。
- 実証事業実施市により得られた成果と課題を広く域内で共有する。

（運営体制図）



※今後、内容が変更される場合があります。

【令和6年度】大阪府における部活動の地域移行に関する検討会議について



メンバー

✓有識者

(大学、弁護士会)

✓市町村教育委員会

(都市教育長協議会、町村教育長会)

✓学校・団体関係者

(公立中学校長会、府立学校長協会、中体連、高体連、PTA協議会、スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会)

検討事項

1. 取組みの進捗状況の把握及びこれまでの施策の効果に関すること

2. 新たな施策に関すること

3. 次年度の方向性に関すること

4. 好事例の普及方策に関すること

5. その他

委 員

有識者 (2名)	中尾 豊喜	大阪体育大学スポーツ科学部 特任教授
	坂 房和	大阪弁護士会スポーツ・エンターテインメント法実務研究会 弁護士
市町村教育委員会 (2名)	田淵 和明	大阪府都市教育長協議会 副会長
	古橋 重和	大阪府町村教育長会 会長
学校・団体関係者 (7名)	松下 孝徳	大阪府公立中学校長会 会計監査
	寺本 圭一	大阪府立学校長協会 会長
	田中 節	大阪中学校体育連盟 会長
	満端 茂樹	大阪高等学校体育連盟 会長
	満沢 真吾	大阪府 P T A 協議会 副会長
	松本 恭幸	公益財団法人大阪府スポーツ協会 専務理事兼事務局長
	齊喜 博美	大阪府スポーツ推進委員協議会 会長

開催日程等

① 令和 6 年 6 月 27 日

検討事項 1・2 について

② 令和 6 年 10 月 3 日

検討事項 3 について

③ 令和 7 年 1 月 or 2 月

検討事項 4 について

計 3 回開催予定

※ 第 2 回では検討事項 2 に関する進捗状況を、第 3 回では大阪府部活動の在り方に関する研修会及びスポーツ庁・文化庁実証事業に取り組む市の事例発表を含めて実施予定

開催日程等

- ① 令和6年6月27日
検討事項1・2について
- ② 令和6年10月3日
検討事項3について
- ③ 令和7年1月or2月
検討事項4について

計3回開催予定

※ 第2回では検討事項2に関する進捗状況を、第3回では大阪府部活動の在り方に関する研修会及びヒアリング・文化庁実証事業に取り組む市町村事例発表を含めて実施予定

指導者の確保や質の保証に向けて

【人材バンク】大阪府スポーツ&カルチャーバンク（仮称）について



コンセプト 『部活動指導員』および『地域クラブ活動指導者・サポート団体』の発掘・把握から、市町村の求めに応じた人材・団体の紹介による学校部活動の地域連携、休日の地域移行への支援を実現するプラットフォームを構築する



५

9

合計	270
----	-----

4. (高等学校)部活動改革に係る取組み

「部活動大阪モデル」について

経 緯

これまでの部活動における課題(H30～)

- 休日を含めた教員の時間外勤務の長時間化
- 専門的指導ができない教員の心理的負担

従来の外部指導者派遣に加え、平成30年度から部活動指導員の配置による教員の働き方改革の取組みを開始

◆大阪府立学校教諭が長時間労働で適応障害を発症したとして、大阪府に損害賠償を求めて提訴。

■R4.6.28 判決

大阪地裁は適切な勤務管理を怠った結果適応障害を発症したことを認め、府に請求通り全額を支払いを命じた。
→【知事コメント】過重労働軽減のためには、とりわけ部活動の軽減が重要。(R4.6.29)

■R4.8.23 総合教育会議【知事の意見趣旨】

子どものスポーツライフを考えたときに、部活動を選ぶ状況というのは、あるべき姿であり、追及すべき姿。一方で、少子化の中、今後とも1校ごとでの部活動が成り立つのかは疑問。これからの時代を考えると、複数校1部活とし、子どもが部活動を選ぶ仕組みがあってもいいのではないか。本質的な部活動の仕組みの変革をしなければ、子どもの選択肢も狭まり、教員の働き方の根本的な改革にもつながらないのではないか。複数校1部活動制、部活動選択制の制度設計、基準の検討を教育委員会で行うように。

■R4.11.8 総合教育会議

「部活動大阪モデル」の方向性が決定
〔・複数校による部活動の合同実施を促進（近隣校でのペアリング）及び部活動指導員の配置〕
〔・令和5年度においては、土日や長期休業中に実施〕

実施のイメージ

ペアとなった2校が合同で部活動を行い、一方の学校の教員の付添いを不要とすることにより、当該教員の負担を軽減



- ◆ 専門的な指導ができる顧問がいない場合、部活動指導員や外部指導者等の導入を検討し、教員の負担を軽減

概要

令和5年度から、ステージ1（土日祝及び長期休業中）を実施

対象校（82校41ペア）

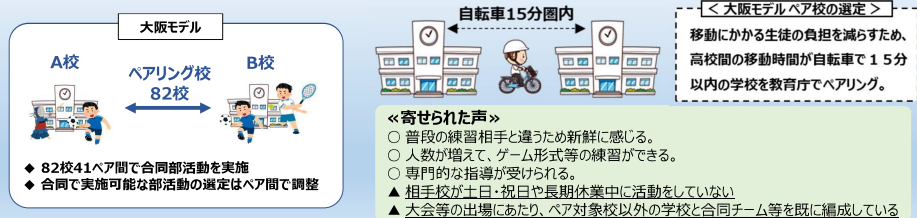
- ◆ 具体的な手続きや留意点等はガイドラインにて周知
- ◆ 学校間で合同部活動実施可能な部活動を調整
- ◆ 学校間移動で生徒の費用負担が生じないよう、学校に自転車を配備



令和6年度からの「部活動大阪モデル」について

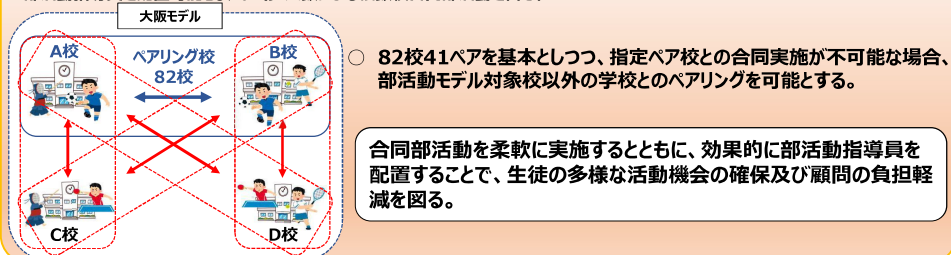
令和5年度（運用初年度）

- ◆ 土日・長期休業中を中心に府で指定した82校41ペアを部活動大阪モデル対象校とし、合同での部活動を実施。ペア校における部活動顧問のうち、ペア校両校共に顧問の専門性がない場合に、部活動指導員を配置。



令和6年度～（柔軟な運用と条件緩和）

- ◆ ペア校に部活動が無い等の理由によりペア校との合同部活動実施が困難な場合、ペア校以外との合同部活動も大阪モデルとして認め、部活動指導員を配置可能とした。（少人数による複数校合同部活動を含む）



「部活動大阪モデル」について

ペアリング校

東淀川	柴島
渋谷	園芸
豊島	千里青雲
淀商業	西野田工科
桜和	東
茨木西	吹田東
吹田	千里
三島	阿武野
高槻北	芥川
大冠	槻の木
福井	茨木工科
旭	都島工業
茨田	城東工科
港	市岡

ペアリング校

大正白稜	泉尾工業
淀川工科	芦間
枚方	枚方なぎさ
香里丘	いちりつ
門真西	門真なみはや
野崎	緑風冠
布施	布施工科
花園	みどり清朋
かわち野	布施北
山本	八尾北
阿倍野	工芸
阪南	教育センター附属
今宮	今宮工科
生野工業	大阪ビジネスフロンティア

ペアリング校

東住吉	東住吉総合
平野	松原
河南	金剛
狭山	堺東
美原	農芸
藤井寺	藤井寺工科
金岡	東百舌鳥
堺西	福泉
堺上	鳳
泉大津	伯太
信太	和泉総合
佐野	佐野工科
貝塚南	貝塚



コーナン商事株式会社様より

自転車（740台）及びヘルメット（740個）の寄贈

（写真）大阪府ホームページより：コーナン商事株式会社への感謝状贈呈式を行いました（きょういニュース 第256号 3ページ）

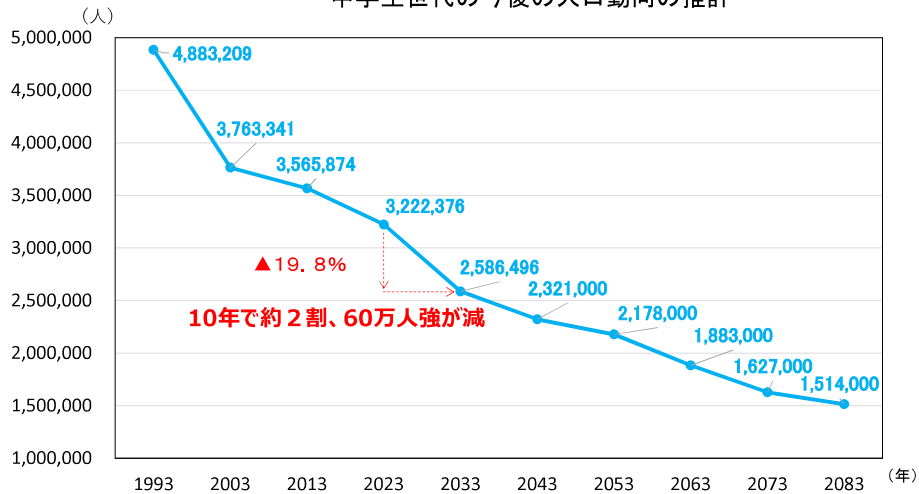
【参考資料】

・部活動を取り巻く状況（データ）

少子化・人口減少の加速化

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。

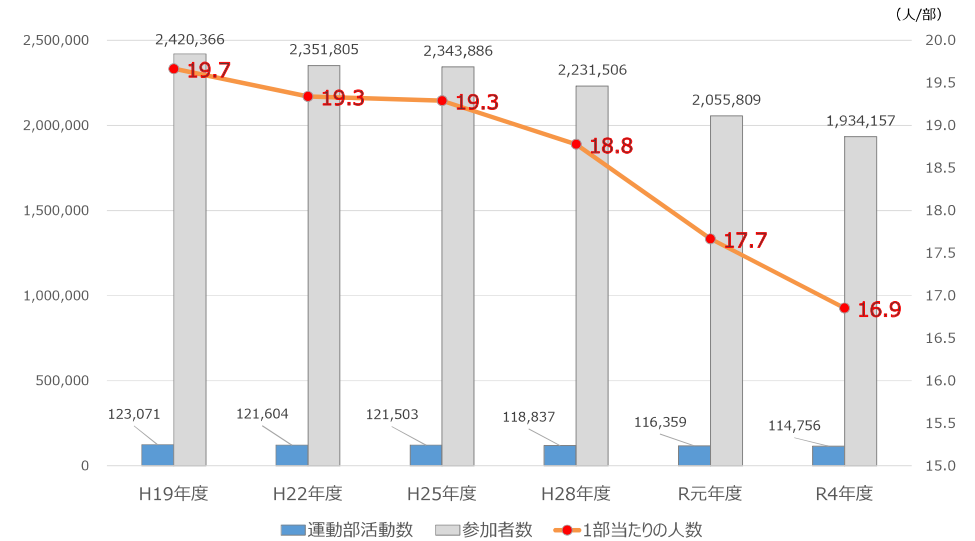
中学生世代の今後の人口動向の推計



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2023年4月）により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（令和5年推計）詳細結果表」の「1．出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

運動部当たりの参加人数（中学生）

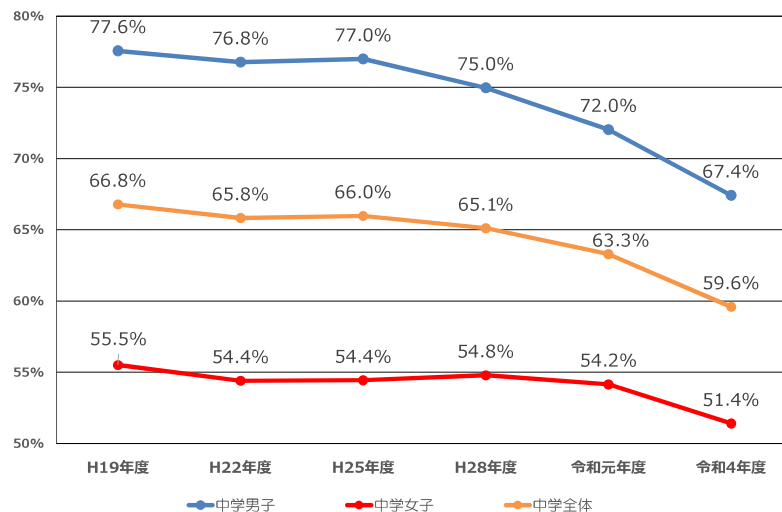
- 1運動部当たりの参加人数は近年減少傾向にある。



（出典）日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

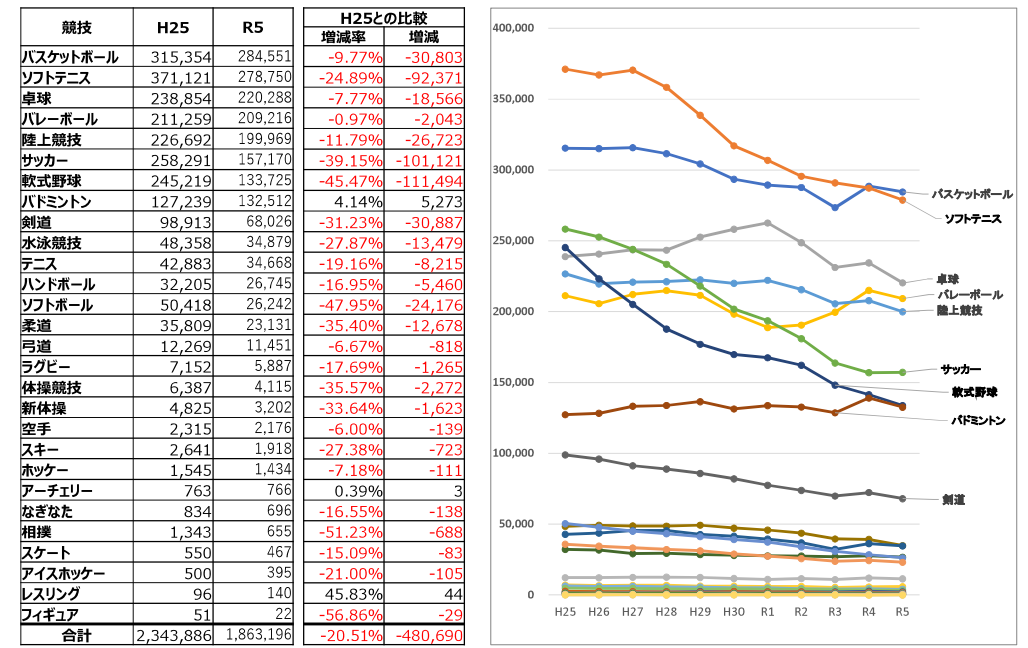
運動部活動 参加率（中学校）

- 運動部活動への参加率は減少傾向にある。



（出典）学校基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

運動部活動に加入している中学生数の推移



（出典）(公財)日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

中学校における競技別運動部活動数(学校数)の推移

中学校における合同部活動実施チームの推移

Line graph showing the number of spectators (観客数) for various sports events from H25 to R5. The Y-axis represents the number of spectators, ranging from 0 to 16,000. The X-axis represents the years: H25, H26, H27, H28, H29, H30, R1, R2, R3, R4, and R5. The sports listed are: バスケットボール (Basketball), 陸上競技 (Track and Field), 卓球 (Table Tennis), ソフトテニス (Soft Tennis), バレーボール (Volleyball), 剣道 (Kendo), 駅弁野球 (Station Bento Baseball), バドミントン (Badminton), サッカー (Soccer), 水泳競技 (Swimming), 柔道 (Judo), テニス (Tennis), ソフトボール (Softball), and ハンドボール (Handball).

Year	バスケットボール	陸上競技	卓球	ソフトテニス	バレーボール	剣道	駅弁野球	バドミントン	サッカー	水泳競技	柔道	テニス	ソフトボール	ハンドボール
H25	14,500	13,400	12,800	11,000	10,700	8,800	7,000	7,000	6,200	5,400	5,400	2,700	1,500	1,000
H26	14,500	12,800	12,600	11,200	10,600	8,800	7,000	7,100	6,200	5,400	5,400	2,200	1,500	1,000
H27	14,400	12,800	12,500	11,000	10,500	8,700	6,900	7,100	6,300	5,300	5,300	2,200	1,500	1,000
H28	14,800	12,700	12,500	11,000	10,400	8,600	7,000	7,100	6,400	5,300	5,300	2,300	1,500	1,000
H29	14,200	13,000	12,300	10,800	10,200	8,400	6,900	7,100	6,400	5,200	5,200	2,300	1,500	1,000
H30	14,100	12,700	12,300	10,700	10,000	8,300	6,800	6,800	6,500	5,100	5,100	2,300	1,500	1,000
R1	14,100	12,700	12,700	10,600	9,700	8,200	6,700	6,700	6,600	5,000	5,000	2,200	1,500	1,000
R2	14,000	12,200	12,200	10,400	9,400	8,100	6,500	6,500	6,500	5,700	4,500	2,100	1,500	1,000
R3	13,900	12,600	12,000	10,600	10,700	8,000	6,600	6,600	6,600	5,800	4,800	2,300	1,500	1,000
R4	13,900	12,700	12,300	10,300	9,700	7,900	6,600	6,600	6,600	6,100	4,600	2,200	1,500	1,000
R5	13,800	12,400	11,800	10,300	9,100	7,900	6,500	6,500	6,500	5,900	4,100	2,200	1,500	1,000

-b-

[illegible]

- ・令和6年度 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業
(大阪府内の取り組み)

※今後、内容が変更される場合があります。

豊中市(継続)

令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業

- 地域団体との連携を強化し、休日の部活動の地域移行を進める。
- 教職員の兼業兼職や保護者負担等の課題整理及び解消を進める。



合同ラグビー部×豊中市ラグビーユニオン

合同ラグビー部の休日活動の地域移行



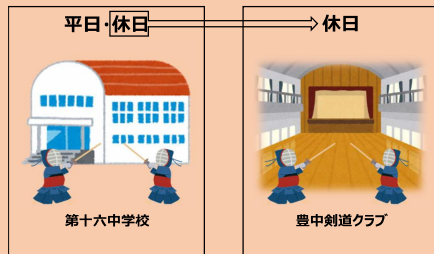
- 【活動概要】
- 平日はラグビー部のある学校のみ単独で活動
 - 休日は拠点校（第十二中学校）で専門的指導のできる指導者の下、活動

- 【背景】
- ラグビー部のある学校には専門的な指導をできる顧問がない
 - 地域にラグビーユニオンという団体があり、ラグビーを指導できる人材がいる

- 豊中市ラグビーユニオンについて
- 地域におけるラグビーの普及と振興を目的に設立された団体
 - 豊中ラグビースクール等の団体が加盟しており、幼年から高齢者まで多世代のチームが在籍
 - 令和5年度同事業から指導者派遣型体験会や市主催ラグビー体験会に指導者を派遣しラグビー部の地域移行へ協力

十六中学校×豊中剣道クラブ

剣道部の休日活動の地域移行



- 【活動概要】
- 平日は第十六中学校で単独で活動
 - 休日は豊中剣道クラブとして活動

- 【背景】
- 専門的な指導のできる顧問がおらず、剣道部の廃部・縮小が増加
 - 豊中剣道クラブは2015年に発足以来、多くの中学生を受け入れてきた。

- 豊中剣道クラブについて
- 剣道を通した人間形成（中学生の健全育成）を目的に設立された団体
 - 剣道部の所属に関わらず市内の中学生が剣道クラブに所属
 - 現在は主に武道館ひびきに活動
 - 令和6年度より地域クラブとして大阪中体連の大会に参加予定

※令和5年度末時点で作成したものであり、今後、内容が変更される場合があります。

池田市(新規)

令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業

- 将来の完全地域移行を見据えて、部活動の受け皿となる地域クラブを拡充する
- 「協議会」を設置し、地域移行の方針を策定する



池田市の背景及び取り組み方針

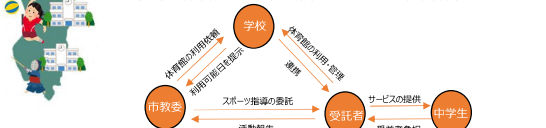
- 【背景】
- 5中学校あり、運動部は56部活動が設置されているが、少子化が進んでおり、今後、現状の部活動を維持することが困難になると予想される。
 - 教員の意識調査では、地域移行に対する賛否が8割、顧問に就きたいという回答が6割。
 - 部活動を指導する人材の確保が困難。
 - 本市は比較的市域が狭いことに加え、すでに中学生を対象とした地域クラブがあった。

- 【取り組み方針】
- このままだと部活動を学校で維持し続けるのは困難であるため、部活動の受け皿となる地域クラブを育成し、生徒が地域クラブでスポーツ活動を行う方向で制度設計を進める。

取り組み内容① 地域クラブの拡充

- 【活動実績・概要】
- 週2回（平日1回・休日1回）の夜間に活動枠を設け、スポーツクラブの運営を委託する
 - 場所は学校の体育館で行うが、鍵の持ちめ等の施設管理は受託者で行う
 - 委託者は参加者の受け入れや保険加入などの事務も行う
 - ※学校の部活動は並行して行われている
- ＜令和4年度＞
- 地域クラブ活動を2団体へ委託
 - NPO法人OctJapan（バスケボール）
 - バレーボール協会
- ＜令和5年度＞
- 地域クラブ活動を5団体へ委託
 - 令和4年度実施2団体 + 池田市剣道協会、池田市卓球協会、（一財）みどりスポーツ財団（ダンス）
- ＜令和6年度＞
- 地域クラブ活動を9団体へ委託
 - 令和5年度実施5団体 + 4団体を公募予定

- 【課題】
- 平日の学校における部活動と地域クラブ活動の在り方の整理が必要
 - 受益者負担は必須⇒保護者の理解が不可欠
 - 屋外の活動場所の確保が難しい（特に冬季）
- 【活動・団体運営のポイント】
- ① 「特色あるがバリエーション、中学生は誰でも参加」
 - 本市の中学生がなくても楽しく参加できるスポーツ活動を前提に設計
 - ② 「持続可能な地域クラブ団体の運営」
 - 将来的な自立自走を目的として、ヒト・モノ・カネを自主管理（6年度より一部受益者負担）
 - 事故防止の徹底、体罰・ハラスメント根絶の取組み
 - 学校教育活動ではなく、社会教育活動・生涯スポーツの一環として活動



取り組み内容② 地域移行方針の策定について

- 【協議概要】
- 協議会を設置し本市の地域移行の方針を策定する
 - 想定参加メンバー：教育委員会／中学校・小学校／地域クラブ／PTAなど
- 【協議経緯】
- 令和5年度：中学校・市教委・地域クラブで意見交換を行う連絡会を組織。課題を話し合い、地域移行に関する大まかな方針を作成

- 【協議事項（要）】
- 現行の部活動の取り扱いについて、廣しと視野に入れた議論。
 - 地域クラブで受け皿を確保できるのか、それぞの職技の設置クラブ数の検討。
 - 教員が地域に出る指導する際の事業費の取り扱いについて（現状は個別対応）
 - 受益者負担の設定について、目安の共有。
 - 中体連などの大会参加について検討。
 - 活動場所の調整方法について、特にグラウンドで実施する競技について検討。

※令和5年度末時点で作成したものであり、今後、内容が変更される場合があります。

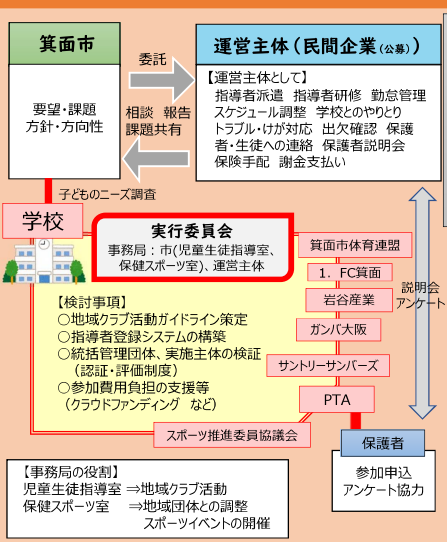
箕面市(継続)

令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業

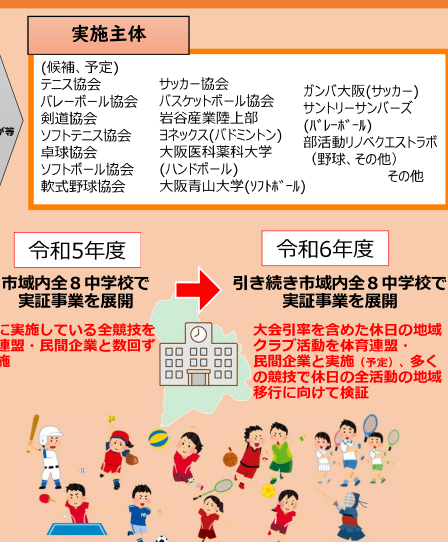
- 運営団体・実施主体が運営管理を担うための持続可能な環境整備
- 子どもの活動機会の確保



実行委員会における検討及び運営体制整備



市域内全8中学校における地域クラブ活動の実施



※令和5年度末時点で作成したものであり、今後、内容が変更される場合があります。

守口市(継続)

令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業

- 地域人材を確保・マッチングする仕組みの構築
- 生徒・教師にとって望ましい持続可能な運営団体の確保



八雲・第一 × リトルFC

サッカー部における休日の地域移行(継続)

- 【活動概要】
- 両校とも平日は学校部活動を継続
 - 休日は地域スポーツ活動としてリトルFCへ移行
 - 活動は八雲中グラウンドにて合同実施
- 【背景】
- 両校ともサッカー指導可能教員の確保
 - 両校とも教員の時間外勤務の多くが週末の部活動
 - 八雲中は、近年生徒数の減少が顕著で、部活動の数を縮小しているところであった
- 【休日の部活動の運営組織】
- リトルFC 創設：1987年 スポーツ少年団
- 休日の指導(運営・計画等)は両校の指導者派遣、教員の兼業兼職、先立に検討中
 - 学校施設の利用と地域部活動の運営に還元する取組みを検討
- リトルFCについて
- 守口市で活動する幼児・小学生を対象としたサッカーチーム
 - 市内幼稚園・保育園へのサッカー巡回指導も実施
 - 指導者はJFA公認ライセンス等を保有

さつき学園・第一・錦・樟風 × 守口市スポーツ協会 コスモスポーツクラブ

ソフトテニス・バスケットボール部(継続&拡充@コスモ)と卓球部(拡充@市スポーツ協会)における休日の地域移行

- 【活動概要】
- 全校で平日は学校部活動を継続
 - 休日は地域スポーツ活動としてスポーツ協会やコスモへ移行
 - 活動はさつき学園体育館等に合同実施
- 【休日の部活動の運営組織】
- 守口市スポーツ協会 設立：1972年 幼児運動研究会株式会社
- 指導者は所属社員
 - 休日の指導(運営・計画等)は両校の指導者派遣、教員の兼業兼職、先立に検討中
 - 学校施設の利用と地域部活動の運営に還元する取組みを検討
- 【背景】
- 全校で複数部活動において指導可能教員の確保
 - 全校で教員の時間外勤務の多くが週末の部活動
 - さつき学園は、部活動指導を理由に後期課程の校内人事がしづら状況がある

守口市地域運動部活動推進事業における部活動検討委員会

- 市部活動検討委員会 設置：2022年～
- 地域部活動の円滑な運営に向けた体制整備
 - 学校・運営団体間の連携調整
 - 地域部活動の方針等の策定 など

※令和5年度末時点で作成したものであり、今後、内容が変更される場合があります。

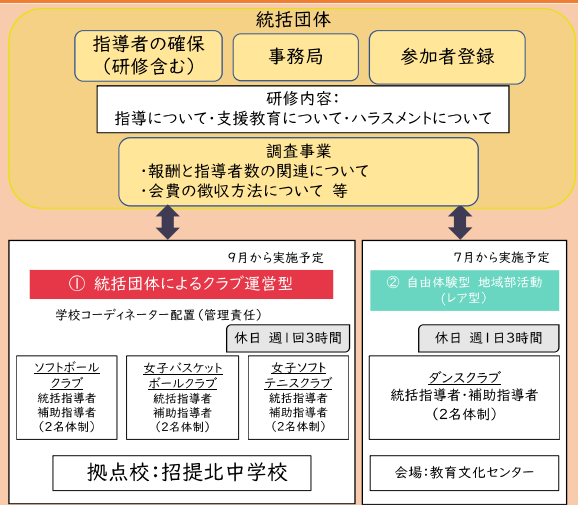
枚方市(新規)

令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業

- 生徒・教師にとって望ましい持続可能な運営団体の確保
- 生徒にとって望ましい学校外での体験機会の確保



ひらかたモデル策定に向けた試行実施



めざす姿

- 少子化の中でも、将来にわたり、枚方市の子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保
- 地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保

事業を通して解決すべき課題

- (1) 指導者の質の保障・量の確保方策 (教員の兼職兼業含む)
- (2) スポーツ施設の確保方策
- (3) 会費の在り方
- (4) 保険の在り方
- (5) 保護者・地域への周知方法について
- (6) 部活動に係る情報収集 (生徒・保護者・指導者)・連絡アプリの運用、広報活動等、現在の活動の円滑な運営に係る業務を担当
- (7) 新たな課題検証

枚方市中学校部活動の在り方懇話会

中学校部活動又は地域におけるスポーツ若しくは文化芸術活動の関係者の意見を聴取する。

年5回開催

6月 8月 10月 12月 2月

※今後、内容が変更される場合があります。

大東市(継続)

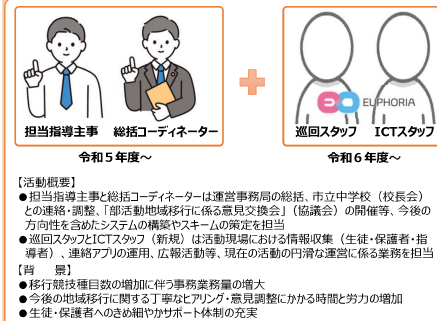
令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業

- 持続的かつ安定的な運営事務局体制の構築
- 生徒一人ひとりの多様なニーズに応じた活動機会の提供



「大東市部活動地域移行運営事務局」の開設

事務局機能の充実と安定化(拡充)

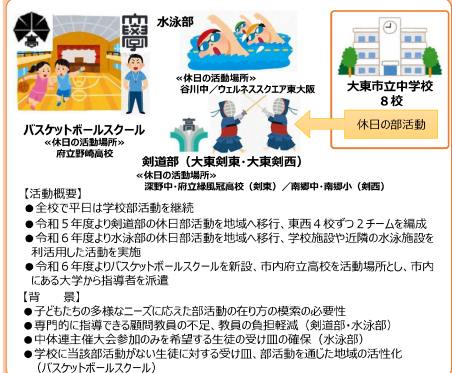


「大東市部活動地域移行運営事務局」の主な業務について

- 担当指導主事：運営事務局の総括、実証事業に係る業務、学校関係者や利害関係者との調整、等
- 総括コーディネーター：指導者の任用・研修、各種会議の企画・運営、学校関係者や利害関係者との調整、等
- 巡回スタッフ：休日の地域部活動の視察、生徒・保護者・指導者からヒアリング、等
- ICTスタッフ：連絡アプリの運用、広報活動、等

三クラブ三様な取組み一剣道・水泳・バスケットボール

剣道部(継続)と水泳部(拡充)における休日の地域移行バスケットボールスクール(拡充)の新設



- 担当指導主事：運営事務局の総括、実証事業に係る業務、学校関係者や利害関係者との調整、等
- 総括コーディネーター：指導者の任用・研修、各種会議の企画・運営、学校関係者や利害関係者との調整、等
- 巡回スタッフ：休日の地域部活動の視察、生徒・保護者・指導者からヒアリング、等
- ICTスタッフ：連絡アプリの運用、広報活動、等

※令和5年度末時点で作成したものであり、今後、内容が変更される場合があります。

門真市(新規)

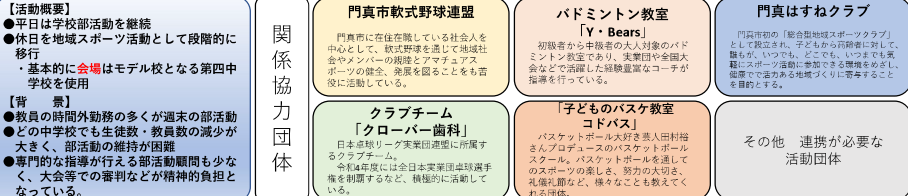
令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業

- 地域の実情に応じた多様な地域クラブ活動のモデルの構築
- 指導者の質の保障、適切な指導の実施、指導者の質の確保に関する方策の検証



第四中学校×門真市の地域活動団体

運動部活動における休日の地域移行(モデル校区を設定し休日の地域移行を段階的に推進)



※令和5年度末時点で作成したものであり、今後、内容が変更される場合があります。

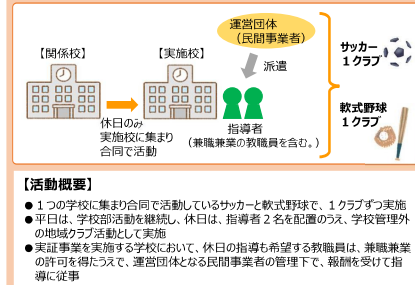
八尾市(新規)

令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業

- これまで培ってきた学校部活動の意義を継承しながら、“子どもを主人公にした新たな活動のカチ”を検証



◆合同チームをベースとした休日の地域移行の検証

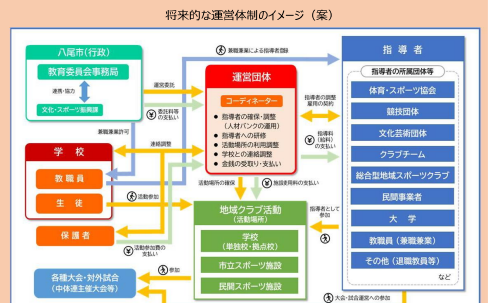


- 1つの学校に集まり合同で活動しているサッカーと軟式野球で、1クラブずつ実施
- 平日は、学校部活動を継続し、休日は、指導者2名を配置のうえ、学校管理外の地域クラブ活動として実施
- 実証事業を実施する学校において、休日の指導も希望する教職員は、兼職兼業の許可を得たうえで、運営団体と民間事業者の管理下で、報酬を受けて指導に従事

- 活動日の課題検証(休日における環境整備に向けてモデル事業を実施し、平日実施の課題も抽出・検証)
- 教職員(顧問)と指導者との連携や指導の役割分担の検証
- 教職員の兼職兼業の運用についての検証
- 運営団体の整備に向けた検討
- 多様な人材を受け入れるための仕組みづくりの検討
- 事業費についての検討(事業費の試算、受益者負担をはじめとした財務確保策の検討)など

◆運営団体の整備に向けた検討及び多様な人材を受け入れるための仕組みづくりの検討

- 将来的な運営団体の設置と自立化に向けた持続可能な運営体制の検討
- 地域の人材の活用や大学等とも連携を図つつ、個々の活動の状況に応じて適切な指導者を安定的に配置できるよう、多様な人材を受け入れるための仕組みづくりの検討



※令和5年度末時点で作成したものであり、今後、内容が変更される場合があります。

泉大津市(新規)

令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業

- 学校部活動にはない地域クラブ活動の実施
- 地域クラブ活動の自立・持続的運営方策の検証



(地域における現状・課題)

- ① 運動部活動の顧問について、なり手不足や技術指導できる人材不足及び多忙化の問題
- ② 部活動未加入者など、運動機会の少ない生徒を対象にした運動機会の増加を図る必要性
- ③ 既存部活動の合同部活動実施に向けて、市内中学校の現状や大会出場資格などに合わせた仕組みを構築する必要
- ④ 地域スポーツとして活動した場合の財政基盤、活動場所等を構築する必要性

(取組概要)

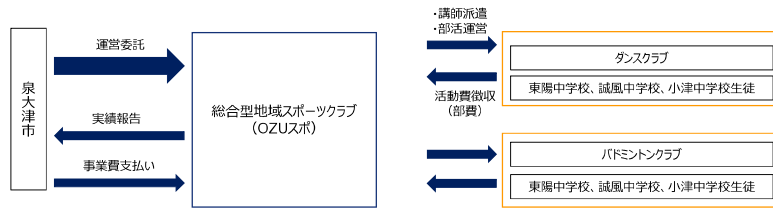
実施校：東陽中学校、誠風中学校、小津中学校
活動場所：旭小学校体育館、泉大津市立総合体育館、ほか
指導者：総合型地域スポーツクラブ（OZUSポ）指導者、派遣講師
移動手段：徒歩、自転車

活動種目：ダンス、バドミントン
部費：月1,000円
保険：年800円

(実証事業において取り扱う観点)

- 地域のスポーツクラブが持続的に活動することを前提とした仕組みづくりとして、受益者負担や行政による公的支援等を行うことによって推進させる仕組みづくりの構築検討や取組等の状況を把握するとともに、必要な指導助言を行う。
- 将来的な枠組みや支援方策の検討等を視野に入れて、地域クラブ活動の運営や指導者配置等に必要コストを検証するとともに、こうしたコストをどのように賄っていくかについて受益者負担等と公的資金との適切なバランスも含めて収支構造を検証していく。

(運営体制図)



※令和5年度末時点で作成したものであり、今後、内容が変更される場合があります。

岸和田市(継続)

令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業

- 指導者の質の保障、適切な指導の実施、指導者の質の確保に関する方策の検証
- 地域クラブ活動を支える人材育成や仕組みの構築



課題①



人口減少に伴い、中学校の生徒数・部活動数も減少し、1中学校単位での試合出場が困難。

課題②



地域クラブ活動実施にあたり、地域に配置する指導者が不足。

令和5年度実証事業の課題



部活動顧問の先生
前年度の実証事業において、指導者派遣から地域クラブ活動への移行を試みたが、顧問の先生から、トラブル対応等に不安があり、学校からの切り離しがうまくできなかった。

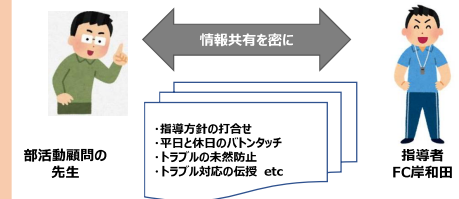
令和6年度取組概要

芸能部(ダンス)における休日の地域移行(拡充)



特定非営利活動法人
FC岸和田
H14年設立
H15.3.12NPO法人格取得
理事長 河内 賢一

地域クラブ活動関係者間の情報共有を図る



※令和5年度末時点で作成したものであり、今後、内容が変更される場合があります。

大東市(継続)

令和6年度地域文化クラブ活動体制整備事業

- 生徒が多様な文化芸術に親しめる環境の構築



【概要】市内全8中学校の希望生徒に対し、休日のみ2週間に1回(3時間)程度、地域人材を活用した「メディア部」及び、将棋やけん玉などの日本の伝統文化に取り組む「Cool Japan Club」の2つの文化部について、地域移行に向けた実証事業を実施する。

課題①



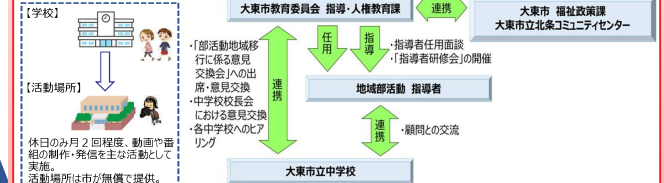
年度途中で指導者が辞職したり、新たな指導者を任用したりするケースが複数回あり、安定した指導体制を構築することが困難であった。

課題②



運営事務局体制の構築についての課題がある。

取組内容



- ・ICTを活用し、指導者同士、指導者と生徒とのコミュニケーションをDX化し、円滑な連絡体制を構築。
- ・近隣の高校、日本将棋連盟関西本部など関係団体と連携し指導者の確保に努める。
- ・巡回スタッフの増員により、活動状況の視察や意見聴取の実施など、運営事務局機能の充実を図る。
- ・活動場所及び付属設備を市の協力で無料借用し、継続的な活動場所を確保。
- ・人材バンクを活用するとともに、指導者は学生時代に声優を専門的に学んだ方や、地域人材や将棋・けん玉の有段者を任用する。



- <行事等を通じた連携・交流を図る>
- ・中学生が考えた企画を高校生が実践
 - ・高校生とのコラボレーション動画制作
 - ・大学部活動との共同企画制作 等

※令和5年度末時点で作成したものであり、今後、内容が変更される場合があります。

箕面市(新規)

令和6年度地域文化クラブ活動体制整備事業

- 民間企業が主体となる文化芸術クラブの管理運営の実証



【概要】民間企業が管理運営を行う地域クラブ活動に移行するため、文化芸術に関する「吹奏楽部」及び、「ダンス部」の2つの文化部について、地域移行に向けたモデル実証事業を実施する。

課題①

- 【子ども】
・参加したいクラブがない
・専門的な指導を受けたい

- 【教師】
・時間外勤務による負担
・技術的な指導の問題
・教員の人事異動により継続的な指導が困難

課題②

- 【実施上の課題】
・実施主体の確保
・人材の確保
・指導者との連絡調整
・子どものニーズ調査
・持続可能な統括管理団体
・高校、大学、地域との連携

2つの文化部にてモデル実施

吹奏楽



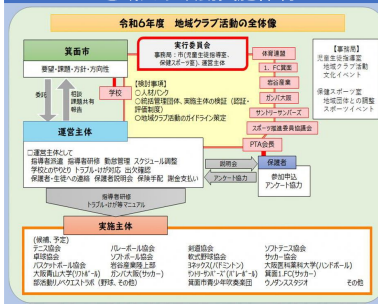
(連携先: 箕面市青少年吹奏楽団)

ダンス



(連携先: ウノダンススタジオ)

地域クラブ活動実施体制



取組方針・取組概要

- ・運営主体を民間企業に委託して文化芸術クラブの運営管理の検証を実施
- ・地域クラブ活動についてのホームページ作成
- ・指導者の人材バンクを構築し、指導者を確保
- ・参加者負担を含めた資金調達方法の検討

※令和5年度末時点で作成したものであり、今後、内容が変更される場合があります。

門真市(新規)

令和6年度地域文化クラブ活動体制整備事業

- 生徒・教師にとって望ましい休日における部活動指導の地域移行をめざす



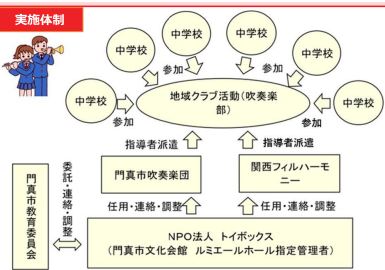
【概要】門真市民文化会館「ルミエールホール」の指定管理者であるトイボックスと委託契約を締結し、門真市吹奏楽団や、関西フィルハーモニー管弦楽団に講師を依頼し本格的な指導を受けられる体制を整える。

背景

- 生徒数の減少に伴い教職員数も減少し、吹奏楽部は6中学校のうち、3中学校のみとなっている。
- 部活動指導の専門性に関する課題等も大きくなっている。
- 顧問をすることに重荷を感じている教員も少なからずいる。

取組方針

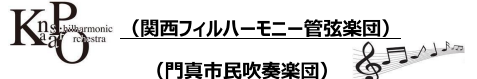
- 市内全中学校生徒を対象に、吹奏楽部の休日の地域移行をめざす。
- 平日には運動部に所属する生徒が、休日には文化芸術活動に参加できるような、複数分野への参加やインクルーシブな活動を実施。
- 所属中学校の部活動の有無にかかわらず、休日に専門的な指導を受ける機会の確保。



【課題】

- ・指導者や練習場所の確保
- ・活動場所までの移動に関する保険加入事務手続き
- ・大型楽器の搬送
- ・受益者負担
- ・協賛企業
- ・指導者と日時等の調整
- ・持続可能な運営方法の検討 など

連携先



検証・検討内容

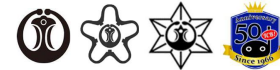
- 実証事業に参加する生徒・保護者へのアンケート実施による事業に対する肯定的回答の割合
- 実証開始以前と実証開始後の部活動顧問の時間外在校時間の減少
- 地域の力を活用し、持続可能な指導体制の構築し、教職員の負担軽減につながるか検証 など

※令和5年度末時点で作成したものであり、今後、内容が変更される場合があります。

泉大津市(継続)

令和6年度地域文化クラブ活動体制整備事業

- こどもたちの多様な経験・機会確保
- 部活動に係る教職員の負担軽減



【概要】部活動（吹奏楽部）を民間団体に委託し、子どもにとってよりよい形での地域移行をめざす。また、指導者の資質向上や受益者負担についても検討し、双方の責任を明確にする管理運営の在り方を検証する。

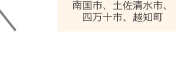
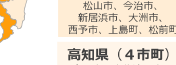
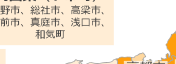
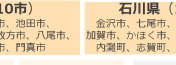
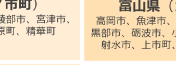
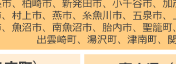
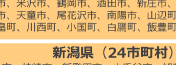
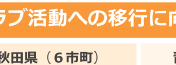
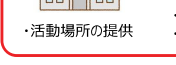
取組概要

【泉大津市教育委員会】

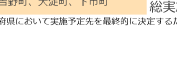
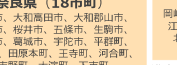
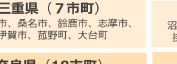
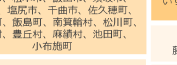
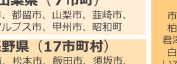
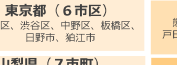
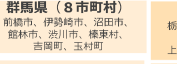
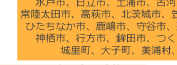
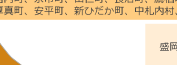
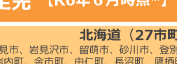
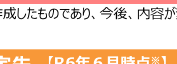
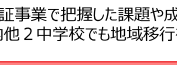


- ・学校と吹奏楽団との連絡調整（活動場所・使用物品・活動日程 等）
- ・実施における課題や検討事項の整理
- ・公費を含めた費用負担の検討

【誠風・小津中学校】



【泉大津市吹奏楽団】



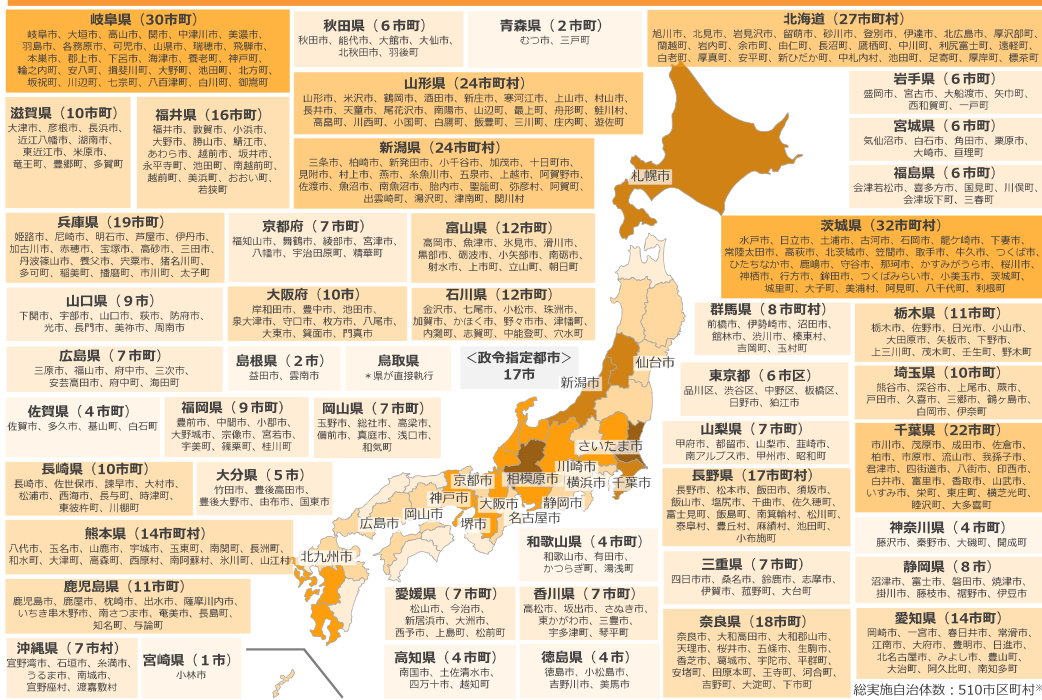
実証事業で把握した課題や成果を市内で共有し、市内他2中学校でも地域移行を推進する。

※令和5年度末時点で作成したものであり、今後、内容が変更される場合があります。

【参考資料】

- ・令和6年度 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業（全国の実証事業）

令和6年度 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業実施予定先【R6年6月時点※】



※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。

地域クラブ活動への移行に向けた実証事業（重点地域における政策課題への対応）



事業内容

- 地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定。当該都道府県が主体となって関係者や専門家等で構成する推進会議を設置し、域内の市区町村等と協力して課題の解決に向けた取組を試行することで、他の地域でも参考となるような課題の解決方策を見いだす。
- 取組の成果等についてシンポジウムや報告書等を通じて情報発信し、全国的な取組を推進。
- 本事業を実施する都道府県は、以下の10の政策課題から解決に向けて取り組むものを少なくとも3つ選択し取組を実施。

政策課題

- 多様なスポーツ機会の提供（マルチスポーツ環境の整備）
- 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- スクールバスの活用や地域公共交通との連携
- 不登校や障害のある子供たちの地域の学び場としての役割
- トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
- 体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用
- 学校体育・教育施設の見直しや社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり
- 企業振ふるさと納税等を含む民間資金の活用
- 動画コンテンツ等の活用
- 多様なニーズに対応した大会の開催

採択状況

本事業の実施を希望する都道府県を公募し、有識者で構成する選定会議における審査を経て、7県（公募のあった全ての申請）を採択。

各県が設置する推進会議等

- 課題の解決に向けて試行する取組内容の具体化・進捗管理
- 取組の分析・検証
- 今後の改善策や方向性等の検討、報告書のとりまとめ 等を行う

茨城県 土浦市、高萩市、つくば市、守谷市、神栖市

取組課題：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

「主な取組内容（予定）」

- 幅広い世代や団体等が交流できる機会の創出
- 大学のアスリート人材の活用
- ガバメントクラウドファンディングの活用
- オンライン指導によるスポーツ体験機会の拡充

新潟県 長岡市、村上市

取組課題：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

「主な取組内容（予定）」

- 子供が多様なニーズに応じた活動機会の提供
- 地域で活用している車両による移動手段の確保
- 障害の有無に関係なく参加できるインクルーシブな活動の実施

兵庫県 神戸市、姫路市、尼崎市、播磨川町、稲美町、播磨町

取組課題：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

「主な取組内容（予定）」

- 不登校や障害のある子供を対象とした学び場の確保
- ICTを活用した指導者の研修・認定体制の構築
- 学校と地域クラブ備品の利用ルールの制定
- 地域クラブ活動主体の大会運営等のあり方検討

香川県 東かがわ市、高松市

取組課題：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

「主な取組内容（予定）」

- スクールバスの活用、乗降車管理DX化
- 企業振ふるさと納税、クラウドファンディングの活用
- 試合数を均等に保証し、徳島県市との交流の場としての大会を開催

福岡県 宗像市、桂川町

取組課題：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

「主な取組内容（予定）」

- 県内の大学や企業を巻き込んだコンソーシアムを設置し人材・施設等を活用
- 労務管理・会費徴収等の機能を一元化したアプリの開発、地元企業からの協賛金を運営費として活用

熊本県 南阿蘇町、大津町

取組課題：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

「主な取組内容（予定）」

- 生徒の志向や体力等に応じた複数種目の体験会の開催
- 大學生の活用、研修会の実施
- オンライン型指導やライブ型指導の実施

沖縄県 宜野湾市、石垣市、うるま市、糸満市、南城市、宜野座村

取組課題：① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

「主な取組内容（予定）」

- 小・中学生共通プログラムによるスポーツ活動
- 小・中学生と連携し、指導者研修会のプログラム化、教本化を実施
- スマートロックの活用、学校体育施設のICT化

※県から当該自治体のスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブに直接委託して実施予定。

令和6年度 地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業 実施予定先【R6年6月時点※】

富山県（5市町）
小矢部市、砺波市、高岡市、射水市、朝日町

福井県（6市）
福井市、敦賀市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市

岐阜県（8市町）
岐阜市、瑞穂市、郡上市、可児市、中津川市、下呂市、安八町、七宗町

岡山県（7市町）
玉野市、総社市、高梁市、備前市、浅口市、真庭市、和気町

熊本県（3市町）
八代市、南阿蘇町、高森町

長崎県（1市）
松浦市

宮崎県（1市）
小林市

石川県（2市）
金沢市、野々市市

新潟県（5市町村）
胎内市、上越市、佐渡市、出雲崎町、弥彦村

長野県（3市町）
長野市、千曲市、富士見町

静岡県（5市）
富士市、裾野市、焼津市、掛川市、磐田市

山梨県（1町）
昭和町

徳島県（1市）
徳島市

香川県（5市町）
高松市、東かがわ市、三豊市、観音寺市、宇多津町

青森県（1市）
むつ市

山形県（5市町）
山形市、寒河江市、尾花沢市、米沢市、小国町

秋田県（2市）
大館市、大仙市

岩手県（1町）
一戸町

宮城県（1市）
角田市

福島県（2市町）
会津若松市、石川町

茨城県（7市町村）
石岡市、鹿嶋市、鉾田市、高萩市、茨城町、利根町、美浦村

群馬県（3市町）
前橋市、吾妻町、甘楽町

栃木県（1市）
佐野市

埼玉県（3市）
白岡市、上尾市、久喜市

千葉県（1市）
柏市

東京都（4市区）
渋谷区、板橋区、日野市、狛江市

神奈川県（2市町）
秦野市、開成町

京都府（3市町）
福知山市、舞鶴市、精華町

滋賀県（2市町）
大津市、竜王町

大阪府（4市）
箕面市、大東市、門真市、泉大津市

三重県（2市町）
桑名市、菟野町

兵庫県（9市町）
尼崎市、伊丹市、加古川市、姫路市、赤穂市、穴栗市、養父市、稲美町、播磨町

奈良県（9市町）
奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、生駒市、香芝市、葛城市、安堵町、下市町

総実施自治体数：162市区町村
文化部のみ実施の自治体数：12市町（下線あり）

※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。

令和6年度 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業（文化庁活動における政策課題への対応事例）



スクールバスの活用や地域公共交通との連携

【3事例】

（取組自治体1）活動場所への移動手段として、貸切バスを運行

（取組自治体2）生徒の輸送手段として、スクールバスや市民バスの効果的・効率的利用

（取組自治体3）合同部活動における生徒の送迎にスクールバスを活用

動画コンテンツ等の活用

【2事例】

（取組自治体1）ネット上の質の高いサポート動画や優れた指導者の動画等を活用した指導モデルの構築

（取組自治体2）指導者研修動画の作成

【参考資料】

・地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する
実行会議等について

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の概要について

設置目的

急激な少子化の進展に伴い、組織的・体系的に活動をする機会が減少する中、子供たちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するためには、学校だけでなく、広く地域全体として、希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要である。

今後は、人々のウェルビーイングやまちづくりに資するよう、子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動も取り込み、地域と学校の一体化による子供の活動の最適化を図り、多様な機会を提供する必要がある。

このことは、地域においてスポーツ・文化芸術活動を楽しむ人口の確保や参加率の向上だけでなく、住民の健康増進、地域社会の維持・活性化にもつながる。

その際、地理的・人的要因により体験格差を生まないことが極めて重要であり、対面とデジタルを最適に組み合わせるなど、新たな手段を最大限活用しながら取組を進める必要がある。

このように、既存の枠組みに捉われず、地域に開放し、各地域の実情に応じて持続可能で豊かなスポーツ・文化芸術活動を創造する観点から、部活動に関する価値観を転換することも必要である。

併せて、質の高い公教育の再生やチームとしての学校運営の観点からも、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保のため、学校内外の教育活動との関わりを含め、学校と地域が連携・協働していくことが求められる。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながる。

スポーツ・文化芸術活動を融合し、これらに対する子供たちの欲求を豊かに高め、応えていくことで、ライフパフォーマンスを向上し、自分自身あるいは仲間とともに困難を乗り越える力を育むことや、美しい振舞いを学んでいくことなども重要である。

これらを踏まえ、新たな地域スポーツ・文化芸術の創造と部活動改革を実行するため、現行のガイドラインと同様に、公立の中学校の生徒の活動を主な対象とし、今後の方向性や総合的な方策を検討するために、本会議を設置する。

検討体制（案）

実行会議

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

【主な議事】

- 地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策について
- 令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方策等について
- ガイドラインの見直しの論点整理について

【委員構成】

各団体の役員等
(経済界、地方団体、推進自治体、学校関係者、PTA、スポーツ・文化団体、弁護士、マスコミ等)

【開催頻度】

3回程度/年

※スポーツ庁、文化庁が合同で開催。

WG

地域スポーツクラブ活動WG

【主な議事】

- 実証事業の取組状況等を踏まえた課題の整理や解決策の検討
- 地域クラブ活動のモデル・プロセス等の分析、受益者負担と公的支援のバランスを踏まえた今後の支援の在り方(困窮世帯への支援含む)
- 対面とデジタルの最適な組み合わせ
- ガイドラインの見直しに向けた論点整理

【委員構成】

各団体の実務者等
(推進自治体、学校関係者、事業者、スポーツ団体、競技団体等)

【開催頻度】

4回程度/年

※スポーツ庁

地域文化芸術活動WG

【主な議事】

- 実証事業の取組状況等を踏まえた課題の整理や解決策の検討
- 地域クラブ活動のモデル・プロセス等の分析、受益者負担と公的支援のバランスを踏まえた今後の支援の在り方(困窮世帯への支援含む)
- 対面とデジタルの最適な組み合わせ
- ガイドラインの見直しに向けた論点整理

【委員構成】

各団体の実務者等
(推進自治体、学校関係者、文化団体、実践団体)

【開催頻度】

4回程度/年

※文化庁

※上記の他、地域スポーツクラブ活動体制整備事業において、実証事業等の調査・分析を実施

実行会議等のスケジュール（案）

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	春頃
実行会議	第1回			第2回 中間取りまとめ (案)			第3回 取りまとめ (案)
WG	第1回	第2回	第3回		第4回		
WG	第1回	第2回	第3回		第4回		

※実行会議、WGについては必要に応じて追加開催。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ骨子（案）①

1. 改革の理念

- 急激な少子化の中にあっても、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するのが改革の主目的
 - 学校で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
- ⇒ 上記の理念等を的確に表すため、「地域移行」という名称は、例えば、「地域展開」などに変更

※改革を実現するための手法を考える際には、教員の負担軽減が図られることについても考慮

2. 改革推進期間の成果等

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、意欲ある地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を完了している地方公共団体や、令和7年度末又は8年度末までの完了を目指している地方公共団体も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み
- 先行して取り組んだ地方公共団体の創意工夫により、地域クラブ活動のモデルや各種課題の解決のためのノウハウなども明らかとなってきた
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要

3. 更なる改革のために特に地方公共団体に伝えるべきこと

- これから改革に取り組む地方公共団体においては、早急に改革に着手（先行事例を踏まえ、例えば、まずは休日の改革に取り組むなど）
- 既に改革に着手している地方公共団体においては、地域の実情等に応じて、更に取組を深化
- 改革の理念を実現することが最も重要であり、その実現のための手法については地域の実情等に応じた多様な形態を想定

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、部活動改革に係る専門部署の設置や総括コーディネーターの配置など、適切な推進体制を整備することが重要
- 都道府県によるリーダースhipや市区町村へのサポート、複数の市区町村による広域連携の取組も重要
- 地域クラブ活動の運営体制については、実証事業等を通じて蓄積された多様なモデルを参考に、地域の実情等に応じて整備することが重要

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ骨子（案）②

5. 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、**部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させるとともに、**地域ならではの新たな価値を創出**することが重要
＜新たな価値の例＞
子供たちのニーズに応じた多種多様な体験（マルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合を含む）、子供たちの個性・得意分野等の尊重、学校を越えた仲間の獲得、様々な世代との豊かな交流、専門的指導者による高度な指導、学校段階にとられない継続的な活動など
- 地域クラブ活動の**具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るもの**（従来の部活動の在り方に囚われる必要はない）
※民間のクラブチーム等との区別の明確化や質の担保等の観点から、**地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等**を国として示す必要

6. 次期改革期間の在り方

- 次期改革期間：「**改革実行期間**」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）
※これから改革に取り組む地方公共団体においても、前期で地域展開（困難な場合は地域連携）に着手
- 市区町村が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出していくことが重要**
- 休日及び平日の具体的な取組方針等については、更に議論を深める（※第3回WGでの議論を踏まえて、中間とりまとめ（案）の記載を検討）
- 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に取組を進められるよう、**受益者負担と公的負担とのバランスなど費用負担の在り方を検討**

7. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校単位で行われてきた部活動とともに、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が重要**
- こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等を踏まつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、地域クラブ活動と部活動に関する記載の在り方を検討（※最終とりまとめまでに更に議論を深める）

【最終とりまとめまでに検討する主な事項（個別課題への対応等）】

1. 「地域クラブ活動」の実施体制の在り方
2. 指導者の質の保障と量の確保
3. 「地域クラブ活動」を行う活動場所
4. 活動場所への移動
5. 競技大会運営の在り方
6. 保護者等関係者理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制
8. 特別支援学校等における部活動改革
9. 費用の負担の在り方

3. 見直しの概要

（1）学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設【総則編】※中学校・特別支援学校（中学部）

現行の部活動ガイドラインの記載に沿って、**地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、以下の内容を記載**

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知

（2）部活動の現状の位置付けの明確化【総則編】※中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、**生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの**

（3）部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮【保健体育編】※中学校・高等学校

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を実施
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・10月23日・24日 部活動改革に関する実行会議WG（スポーツ、文化芸術）での審議
- ・10月25日 中教審・教育課程部会での審議
- ・12月上旬 部活動改革に関する実行会議での審議
- ・12月中 改訂・通知

部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しについて

1. 経緯

- ◆**令和4年6月・8月**
「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（6月）及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」（8月）（学習指導要領解説の見直しにも言及）
 - ◆**令和4年12月**
・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）
・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（令和4年12月27日スポーツ庁次長・文化庁次長・総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）
- 4 学習指導要領解説の見直し等について
① このたびのガイドラインの改定を踏まえ、地域クラブ活動の位置付けや学校との連携の在り方等を更に明確にするため、今後、国が行う実証事業等の状況等も踏まえ、学習指導要領解説における関連の記載の見直しを行う予定であること。
- ◆**令和5年度～**
・上記の部活動ガイドラインに基づく「改革推進期間」（R5～7）がスタート
・「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業」の実施（運動部活動 R5：339市区町村、R6：510市区町村）
- 【運動部活動の地域移行の現状・見直し（部活動数ベース）（R6フォローアップ調査結果より）】
- <休日> R5（実績）：10% ⇒ R6：21% ⇒ R7：37% ⇒ R8：55%
<平日> R5（実績）：4% ⇒ R6：7% ⇒ R7：13% ⇒ R8：22%

2. 見直しの趣旨

- 実証事業の1年目が終了し、休日を中心に、部活動の地域移行が進捗し、今後も着実に進捗していく見込みである一方で、地方自治体・保護者からは、**学校と地域クラブとの連携、平日と休日の活動の指導方針等の連携が課題として挙げられている状況**。
 - こうした状況を受け、**地域クラブ活動の更なる円滑実施に資するよう、現行の部活動ガイドラインの記載をベースに、学校と地域クラブとの連携に係る記載の追加等を行うことで、学校関係者を含めた共通理解の促進を図る**。
- ※学校部活動の位置付けの見直しの要否等については、学習指導要領本体の次期改訂に向け、別途、議論

【参考】学習指導要領における部活動の位置付け

中学校学習指導要領（平成29年告示）における記載

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること**。その際、学校や地域の実態に応じ、**地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするもの**とする。

※高等学校・特別支援学校についても、同様の記載

【参考】休日の運動部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、23,308部活動（54%）が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

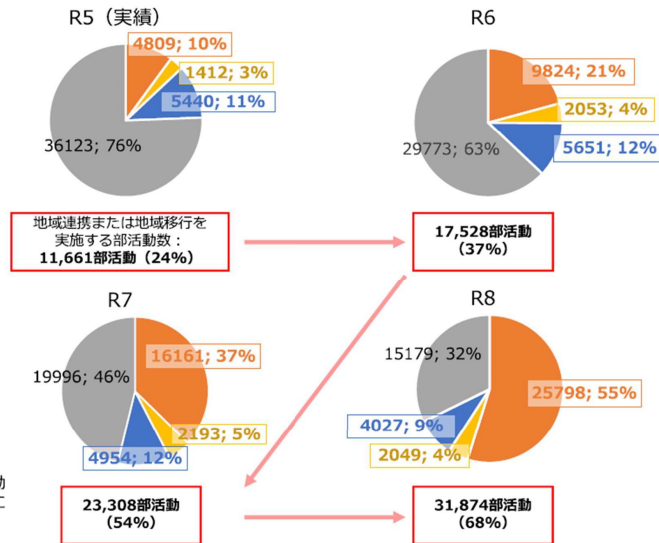
※休日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

◆部活動数

- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動

- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数を含む
 ※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
 ※3 調査票では、令和5年度～令和8年度の間、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の選択肢を設けたため、令和6年度以降の集計には一部の部活動が含まれない

＜出典＞学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（運動部）（令和6年8月）



【参考】平日の運動部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、8,767部活動（31%）が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

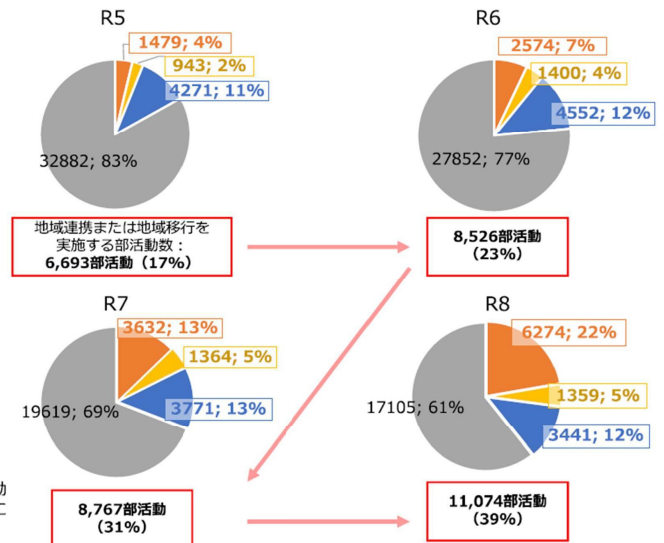
※平日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

◆部活動数

- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動

- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数を含む
 ※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
 ※3 調査票では、令和5年度～令和8年度の間、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の選択肢を設けたため、令和6年度以降のカウントでは一部の部活動が含まれていない

＜出典＞学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（運動部）（令和6年8月）



学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）（抜粋）

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動の間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2（2）②で述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ （略）

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

（1）休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。